

最低制限価格及び調査基準価格の算定方法等の見直しについて（お知らせ）

適正履行の確保、実効性のあるダンピング対策の充実をより一層図るため、建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の算定方法並びに低入札価格調査制度における数値的失格基準の入札金額に係る基準を下記のとおり見直します。

また、低入札価格調査の合理化及び効率化を図るため、低入札価格調査制度における数値的失格基準の直接工事費に係る基準及び共通仮設費、現場管理費、一般管理費に係る基準についても、下記のとおり見直します。

記

1 最低制限価格及び調査基準価格の算定方法

	令和4年3月31日以前公告案件	令和4年4月1日以降公告案件
計算式	直接工事費×10分の9.7+ 共通仮設費×10分の9+ 現場管理費×10分の9+ 一般管理費×10分の <u>5.5</u>	直接工事費×10分の9.7+ 共通仮設費×10分の9+ 現場管理費×10分の9+ 一般管理費×10分の <u>6.8</u>
下限額	予定価格×10分の7.5	予定価格×10分の7.5
上限額	予定価格×10分の <u>9.3</u>	予定価格×10分の <u>9.4</u>

2 低入札価格調査制度における数値的失格基準

	令和4年3月31日以前公告案件	令和4年4月1日以降公告案件
入札金額に係る基準	直接工事費×10分の8.7+ 共通仮設費×10分の7.5+ 現場管理費×10分の7.5+ 一般管理費×10分の <u>5.5</u>	直接工事費×10分の8.7+ 共通仮設費×10分の7.5+ 現場管理費×10分の7.5+ 一般管理費×10分の <u>6.8</u>
直接工事費に係る基準	<u>10分の8.7</u>	削除
共通仮設費、現場管理費、一般管理費に係る基準	<u>共通仮設費×10分の3+</u> <u>現場管理費×10分の3+</u> <u>一般管理費×10分の1</u>	削除

3 適用時期

令和4年4月1日以降に公告する案件から適用します。